

## ◎中学校完全給食実施に向けた検討状況について

### 1 市議会及び各検討組織等における検討状況について

#### (1) 開催状況

開催日	会議名称
平成 28 年 11 月 7 日	平成 28 年度第 2 回総合教育会議 (報告のみ)
平成 28 年 11 月 17 日	中学校完全給食推進本部【第 3 回】
平成 28 年 12 月 8 日	中学校完全給食実施等検討特別委員会 (市議会)

#### (2) 質問・意見等

\*「⇒」は質問に対する会議中の回答等を記載しています。

##### ア 中学校完全給食推進本部【第 3 回】

- ①小学校の近隣から給食調理に関する苦情はあるか。  
⇒給食調理の件で近隣住民から意見をいただくというようなことは聞いていない。
- ②給食センターは迷惑施設と捉えられることもあるのか。  
⇒車両の往来が多いこと、調理に伴う臭いや音が出ることなどから意見をいただく場合もあると聞いている。
- ③小学校と中学校ではどの程度昼食の開始時間が異なるのか。  
⇒1 コマの授業で 5 分の違いがあるため、午前中に 4 校時あるとそれだけで 20 分程度ずれてくる。

##### イ 中学校完全給食実施等検討特別委員会 (市議会)

別紙資料参照

### 2 横須賀市立中学校完全給食実施方式の検討に係る調査業務委託について

#### (1) 事業者との打合せ内容

##### ア 第 1 回 (平成 28 年 10 月 6 日)

- ①給食実施に係るスケジュール及び給食開始時期については、実施方式決定後から給食開始までのプロセス及び給食開始時期を実施方式ごとに設定する。
- ②校舎内に給食室や昇降機を設置した場合に、不足する普通教室の増築を想定することは不要とする。
- ③給食センターを軽量鉄骨構造で建設することについて、耐久性や耐用年数等の観点から想定しづらいのであれば、検討から除外する理由を整理し、現実的でないことを示すものとする。
- ④既存校舎を増築してエレベーター等を整備する場合は、校舎における既存不適格<sup>注1</sup>が遡及されるので、その改修費用等も含めて初期費用を試算する。

### 注1 既存不適格

建築時には適法に建てられた建築物であって、その後、法令の改正等によって現行法に対して不適格な部分が生じた建築物のことで、該当の建築物に対して増築等を行う際は、原則として既存不適格部分について改修等の対応が必要となる。

- ⑤親子方式について、小学校の既存校舎の改修（増床を伴わない範囲）で対応できない場合に、既存校舎の増築を検討することについては、引き続き協議する。
- ⑥中学校現地調査は、1日あたり2～3校で実施する。
- ⑦センター方式における給食センターの位置については、10月中に想定場所として指定する。（エリアで指定するよりは具体的な場所を示した方が良い。）
- ⑧初期費用については、建物は㎡単価、厨房機器は機器ごとの単価及び台数での算出となるが、できるだけ詳しい積算根拠を示すこととする。

#### イ 第2回（平成28年10月26日）

- ①エレベーターについては、既存校舎の外側にエレベーター棟を新設して接続するパターン（一棟増築）と既存校舎内を改修してエレベーターを設置するパターン（増築とならない）が考えられる。一棟増築の場合には校舎における既存不適格が遡及されるため、改修等の概算金額を調査する。
- ②既存不適格については、別棟増築する（敷地内に既存校舎とは別の場所に増築する）場合と一棟増築する場合に応じて、調査する。
- ③日影規制などについては、机上で調査をする。
- ④センター方式について、給食センター1箇所の場合は旧平作小学校で、2箇所の場合は旧上の台中学校ともう1箇所は北部エリアで想定する。なお、想定場所での実現性が低いと思われる場合は、エリアで想定して検討する。
- ⑤親子方式について、給食室をドライ化<sup>註2</sup>する場合、床壁天井の改修、厨房機器の撤去が必要となるとともに、ほとんどの給食室で増床となる。ドライ化の有無については市で調整し、回答する。

### 注2 ドライ化

給食室をドライシステム（床に水が落ちない構造の施設・設備、機械器具を使用し、床が乾いた状態で作業するシステム）にすること。

(2) 現地調査

ア 実施期間

平成 28 年 11 月 1 日から 11 月 24 日まで

イ 主な調査内容

- (ア) 給食室の設置場所（自校方式の場合）
- (イ) 荷受室の設置場所（センター方式、親子方式の場合）
- (ウ) 敷地内の車両運搬経路（3 方式共通）
- (エ) 校舎内の配膳車等の運搬経路（3 方式共通）
- (オ) エレベーター又は小荷物昇降機の設置場所（3 方式共通）

3 今後のスケジュール

～平成 29 年 2 月 10 日	調査委託中間報告
～平成 29 年 3 月 10 日	調査委託最終報告
平成 29 年 3 月	平成 29 年第 1 回市議会定例会 中学校完全給食実施等検討特別委員会で調査結果を報告
平成 29 年 3 月～	各検討組織に調査結果を報告し、実施方式について議論 ⇒ 実施方式（案）の決定
平成 29 年 6 月	平成 29 年第 2 回市議会定例会 中学校完全給食実施等検討特別委員会で、実施方式（案）またはその時点での検討状況を報告

※以下のスケジュールは検討の進捗状況と実施方式（案）の決定時期によるため、目安となります。

平成 29 年 7 月～	※実施方式（案）に関する中学校完全給食実施等検討特別委員会で議論等を踏まえ、実施方式を決定 ⇒決定した実施方式により、基本計画の策定等を開始
--------------	---



## 中学校完全給食実施等検討特別委員会における質問・意見等

\* 「⇒」は質問に対する会議中の回答等を記載しています。

### 1 実施方式

#### (1) 全般

① 3つの実施方式のメリット、デメリットを様々な視点で、事前に評価を与えておき、調査結果と照らし合わせる作業も必要ではないか。

⇒教育委員会で事前にメリット、デメリットを議論し、ある程度方向性を出すことが良いのかという課題がある。ただし、各方式のメリット、デメリットを整理したもので連絡協議会や推進本部に意見をもらうことは可能かもしれない。

#### (2) センター方式

① 旧上の台中学校と旧平作小学校の今後については、地域の方が非常に気にされているので、シミュレーションの候補地とし、売却に向けた事務を停止しているという旨を近隣の住民に説明していただきたい。

⇒地域の方へ説明する他の機会も活用して、伝えるようにしていきたい。

② センター方式の場合、5,000㎡以上の土地が必要なのか。

⇒給食センターの面積の基準はないが、今回想定した 12,000 食程度の食数を調理するためには、他の給食センターの面積等から、1箇所の場合は 10,000㎡程度、2箇所の場合はそれぞれ 5,000㎡程度が必要になるのではないかと想定した。

### 2 調査業務委託

#### (1) 調査内容

① 事業者との打合せ内容で、不足する普通教室とあるが、これは文部科学省がいう余裕教室のことか、それとも現在使っていない空き教室のことか。

⇒給食室を校舎内に置くことで、普通教室を転用した場合に不足する教室という意味である。

② 文部科学省の余裕教室としては教室が余っているが、キッズルームなどに使っていて足りていないので、他に作るような話はそもそもありえないと思う。文部科学省のいう余裕教室であれば、キッズルームや相談室が入っていようがどいていただいて、そこに給食室を入れるのは合理的判断だと思うので、不足するという話は文部科学省の余裕教室でやるべきだと思う。

⇒今回の事業者との打合せの中では、学校の施設の使い方が様々あり、そういった中の工夫で対応できるものは対応するので、不足する普通教室について増築することまでは考えなくて良いという趣旨である。

③ 栄養教諭などの配置に関する試算は、調査委託の中に項目として入っているか。

入っていないならば、教育委員会などで検討していく土台として、シミュレーションを行っていく必要もあると思うがいかがか。

⇒今回の調査では、栄養教諭、学校栄養職員の人件費の部分については見込んでいない。実際にどういう体制を組んでいけばよいのかは、予算が伴うものになるが、必要なものはしっかりと検討していかなくてはならないと考えているので、人員、費用の部分も含めてシミュレーションはしたい。

④調査では、3つの実施方式の金額として、初期投資の金額が出てくるのか。

⇒初期経費と30年という長いスパンを見たランニングコストの積算となる。

⑤ランニングコストとして、ハード面のコストとは別に、食の教育という観点から、教育委員会として、学校栄養職員の加配についても一体で捉えないと、中学校完全給食にどれくらいかかるのか見えにくくなってしまっているのではないか。

⇒栄養教諭、学校栄養職員について、各学校に1人配置した場合のシミュレーションも調査結果と同じタイミングで示せるようにしたい。

⑥現在のセンター方式の想定場所で実現性が低いと思われる場合に、エリアで想定する金額はどのように算出されるのか。

⇒具体の場所でない場合、給食センターを建てられる用途地域が横須賀市内に何箇所かあるので、そういう場所を想定した中での費用積算となる。

⑦仕様書には、センター方式で軽量鉄骨構造についても含まれていたが、事業者からの想定しづらいとの指摘により算出しないとはどういうことか。仕様書の作り方に問題があるのではないか。これを除くことによって、委託金額は変更になるのか。

⇒議会から様々ご意見をいただく中で、構造も含めて、安くできるものがあるかもしれないので、色々な種類を調べた方がよいのではないかというご意見もあり、今回の仕様書では、軽量鉄骨も含めて想定しようと考えた。しかし、耐火や構造体の強度の問題で、現実的ではないことを建築の専門的な視点から指摘されたので、そうであるのならば理由等を理解できる内容で整理をした上で、まとめるよう依頼した。軽量鉄骨造で作ることも検討はするので仕様の中での検討は行ったものと考えている。

## (2) 現地調査

①小学校を見ない限り、親子方式の検討はありえないと思う。現地調査は仕様には入っていなかったが、やらざるをえないと思う。そこは事業者と調整していただきたい。

⇒親子方式を実施するときに増築が必要となるかをまず洗い出すことなどを含めて、事業者と協議をしている。決まったら報告する。

②センター方式のシミュレーション用地についても、検討する上で現場調査も必要になると思う。これまでの情報や地図上のデータだけではわかりえないことも現場にはあると思うので、教育委員会の職員が行くのも大前提で必要だが、事業者

も含めて検討していただきたい。

⇒地図や航空写真等で判断しにくい箇所などがあり、事業者が確認しておきたいということがあれば、現地での調査を行いたい。

- ③中学校に関しても1回ずつだけではなく、給食の時間帯、配送する時間帯なども考慮した上で何度も足を運ぶなど教育委員会からのコーディネートも含め行ってほしい。

⇒教育委員会職員が何回か確認で行くかもしれないが、今回1巡で見て回りその資料を整理しているので、事業者は必要性があった場合に行くということで考えている。

- ④センター方式のシミュレーション用地について、なぜ、現地調査をやらないのか。最終的にこの場所に建設するのであれば、また一から調査を始めるのは時間の無駄になる。

⇒必要であれば現地を見る。民有地や国有地などであれば、10,000㎡、5,000㎡の土地はあるが、市有地ではない場所でのシミュレーションは難しいので、市有地である旧学校用地をシミュレーションの場所にした。ただし、センター方式に決定しても、これらの場所は住居の用途地域であり、現状ではセンターを建設することはできないため、別の土地、新たな用地の取得も含めた検討になると考えている。

- ⑤（センター方式で決定しても、別の土地、新たな用地の取得も含めた検討になるのであれば、）名前を出さずに、5,000㎡の架空の土地をセンター方式と考えればよいのではないか。

⇒事業者との打合せの中で、具体の場所があるならシミュレーションがよりやりやすいということがあった。そういった議論の中で、ここの2箇所を出した。

### 3 検討組織

#### (1) 全般

- ①実施方式決定の流れについて再度確認したい。

⇒教育委員会では議決、市長は決裁、議会は市長が提案してきた予算議案に対する議決がそれぞれ意思決定になると思うが、流れは改めて整理したい。

- ②実施方式は、推進本部が方向性を決めたものに対し他の会議で話し合うことになるのか。

⇒ベースは推進本部、専門部会になると思うが、その内容について意見をいただき、総意を形づくれるようにしていきたいと考えている。

- ③実施方式の決定プロセスにおいて、合議体の教育委員会が最高の意思決定の機関と理解してよいか。

⇒給食に関しては教育委員会の権限であると考えている。

- ④中学校完全給食実施等検討特別委員会、議会の役割は。

⇒教育委員会、推進本部などの検討組織に加え、特別委員会での意見を踏まえて

検討していくものと考えている。

- ⑤実施方式を決めてから設計・施工の入札に入っていくのではなく、調査結果が出た段階でこの調査結果を公開して、プロポーザルを実施するという方法もあると思う。民間は色々な知恵を持っているので、提案をしてもらいそれで選んだ方が、私たちが発想もしなかったようなアイデアが出てくる可能性がある。  
⇒できるかどうか少し研究はしたいと思うが、今はスケジュールに示したやり方で進めていきたいと考えている。

## (2) 中学校完全給食推進本部

- ①給食の実施方式について、執行機関内の意思決定を伴う会議体に、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長という他の執行機関、それから市議会事務局長が入っている。それを正式な手続きによらずに招いているということだと思うが、執行機関である監査委員と選挙管理委員会及び執行機関の上位である議会、それぞれの長に了承を取った上で、この会議への出席を求めたのか。  
⇒部長会議という市の部局長が集まる会議で、なるべく多くの市の幹部に報告し、意見を聴取したいという趣旨がある。元々ある会議の場を活用し、情報共有や意見聴取を行うためにこのメンバー構成になっている。推進本部への参画について、各執行機関の長への手続きはしていない。

## (3) 中学校完全給食推進連絡協議会

- ①より多くの保護者に参加していただいた方が良いという感想を持ったが、教育委員会で横須賀市PTA協議会に人数の指定はしたのか。  
⇒人選、人数についてはお任せをした。出席された委員から情報共有の流れを作っていただけのもと考えている。  
②保護者の委員は、2回目以降も同じ方が出席するのか。  
⇒少なくとも今年度は同じ方が出席する。

## 4 学校運営上の課題

### (1) 日課

- ①日課について、他都市のできるだけ顕著な事例をピックアップして示し、実施するためにどう工夫をすれば良いのかという議論ができればよい。  
⇒しっかりと情報提供して、議論していきたい。

### (2) 給食指導

- ①日課や食育の推進に関して、教職員向けの全体が集まったの勉強会などが必要ではないか。  
⇒小学校での給食指導を中学校の先生方にも直接見ていただく機会も設けたいし、今後の検討になるが、不安なく給食指導ができるように、勉強会なども必

要だと考えている。

### (3) 栄養教諭、学校栄養職員

#### ① 栄養教諭、学校栄養職員の役割、違いは。

⇒管理栄養士または栄養士の資格を持った職員で、給食の管理から衛生管理等を行っている。また、栄養教諭は教員としての立場を持っており、直接教育に関わる。

#### ② 学校栄養職員の配置の定数について確認したい。

⇒自校方式の場合、児童生徒数が550人以上の学校は1人、550人未満の学校は4校に1人の配置となる。本市小学校では、定数どおりでは18人の配置となるが、さらに市費により5人配置し、小学校46校に対し23人の栄養教諭、学校栄養職員を配置している。

#### ③ 連絡協議会で、1校に1人、栄養教諭、学校栄養職員を配置してほしいという要望があったが、そのとおりだと思う。

#### ④ 栄養教諭、学校栄養職員の配置について、現在の体制に対する評価は。

⇒現場からは日々の給食管理もしながら、食育について取り組んでいくのは現状厳しいという声は聞いている。学校保健課でもより手厚い配置をしないと、今より一歩先の食育の推進というのは難しいのではないかという感触は持っている。

### (4) アレルギー対応

#### ① 法令上、給食を実施する場合、アレルギー対応をしなければならないことになっているのか。

⇒法令上、給食実施にあたってのアレルギー対応は義務付けられているわけではない。

#### ② 自校方式であればある程度個別対応をしやすいと思うが、親子方式やセンター方式の場合、細かい個別対応はしにくいのではないか。

⇒現在、学校現場にお願いしているのは、絶対に事故は起こさないということであり、中途半端なことはやらないようにしている。そういった部分では、今の小学校の給食でのアレルギー対応は全員には対応できていないという答えになってしまう。ただし、他都市の事例等では、新たに給食室、給食センターを作る場合、アレルギーについて配慮できるような専用の調理スペースを作り、人員を配置するなどして対応している事例があるので、新たな施設を作るときには、対応が今よりも一歩進む可能性はあるかと考えている。

#### ③ アレルギー対応することはコストもリスクも増大するので、アレルギー対応をしないという選択肢もありうると思う。間違えが起こってはいけないので、まったく対応しないか、ある程度きっちりと線を引いてそこまでの対応とするか、どちらかではないかと思うがいかがか。

⇒教育委員会の基本方針、行動計画にも記載したが、なるべく給食をみんなで楽しく食べてほしいという思いが根底にある。しっかりと細かい情報を本人、家庭に提供しながら、事故が起こらないように、しかしなるべく給食は食べられるように、そういう線引きをして、対応していきたいと考えている。

- ④子どもがアナフィラキシーを起こして亡くなったら、楽しい給食どころではない。命は他に代えがたいので、そこは線引きはきっちりとして、ドライなようだが、責任分担を明確にした方が良くと思う。

⇒今の小学校で行っている対応と同じように、中学校でも対応していこうと今は考えている。

- ⑤連絡協議会の意見を見ると不安の声が上がっているが、中学校の教職員の食物アレルギーに関する認識についてどう捉えているか。

⇒中学校においても、食物アレルギー対応の研修を毎年実施しており、知識や対応が全くないわけではないが、毎日給食を食べている小学校に比べると不安感があることや、親子方式、センター方式で自分の学校で作った給食ではない場合、しっかりと連携をとれるのかという不安を含めての意見と考えている。

- ⑥今の小学校の給食でアレルギー対応をしている割合は。

⇒\*食物アレルギーを有する児童は4.2%、内、給食での対応を求めている児童は1.9%である。(後日回答)

## 5 給食の内容、食育等

### (1) ミルク提供

- ①ミルクを必ず提供する必要があるのか。他都市では選択制にしている例もある。欧米人と体質が違って、アジア人は乳糖不耐症で、ミルクに含まれている乳糖を分解できない人が4人に1人いるとのことである。好き嫌いの問題ではなく、体質として飲めない子もいる中で、完全給食を実施する際には、ミルクについては選択制にするということも考えなくてはいけない時代になっていると思う。

⇒他都市の選択制の事例については承知していないが、乳糖不耐症や医師の診断でアレルギーだからミルク辞退というのは、横須賀市の小学校においてもっており、それは継続していくつもりでいる。

- ②ミルクを飲まないベジタリアンの人もいるし、乳糖は成長を促進する効果があることが論文で言われており、逆に老化を進めることでもあるので、アンチエイジングの観点から乳糖をとらない人も出てきている。医師の診断を基に、飲める飲めないということの他に、宗教上の理由や健康上の理由で飲ませたくないという判断もありえると思う。医師の診断を前提としない選択制とすることが、必要な時代だと思うので、認識を変え、他都市の事例を含め調べた方が良くはないか。

⇒他都市の状況は確認するが、現在も、医師の診断だけではなく、それ以外に宗教上の理由など個々に学校に相談をいただき、手続きを踏んでいるので、今後

もそれを継続していきたい。給食は栄養価、カロリー計算、献立を考える上で、ミルクを含んで考えているので、最初からミルクを選択制にするという設定はしておらず、ミルクを選択制にすることを現時点では検討しようとは考えていない。

## (2) 食育

①保護者向けの講演会を行いたいという資料があったが、これについてはいかがか。また来年度の実施予定は。

⇒中学校給食のためだけではなく、食育に関する講演会を今年度も行ったが、継続していきたいと考えている。来年度の実施時期については未定である。

## 6 その他

①他都市で起こった、給食を年度途中で提供できなくなることがあった場合、それは完全給食と呼べるのか。

⇒何か事故等があって、パンとミルクだけしか出せない一日を見て言われると厳しいかもしれないが、臨時的な対応ということで、完全給食を年間通じて実施しているという考え方で良いかと思う。

②本市の中学校では、年度途中でミルク提供が終了しているし、他都市の事例もあるので、完全給食を導入した場合に（給食の提供ができなくなることが）起こりうるのではないか。対策は考えているか。

⇒ミルク給食は金額をずっと変えずに10年と経った際に、ミルクの単価が上がり、年度途中でミルクを提供できなくなるということは、現実問題としてあった。一方、本市の小学校の給食で、給食費が足りなくなるので、給食を止める、何日かやめる、途中でやめてしまうことは過去にも例がなく、現在中学校で給食を始めるという中での対策は今考えていない。

③経済効果を考えると、食材の配送などについて、地元の企業が対応できるか、事前ヒアリングなどが必要になるのではないか。

⇒実施方式が決まったときに、なるべく市内の食材や事業者を活用するにはどのような工夫ができるのかを相談していくことになると考えている。

④実施方式が決まった後に、運送の事業者が集まらなないと事業が成り立たないので、事前にある程度ヒアリングをしておく必要があるのではないか。

⇒調査の中で、市内23校に配送するには何台車両が必要になるかは出てくるので、そういった時点で実際に車が確保できるのか検討をする必要があると考えている。

